

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

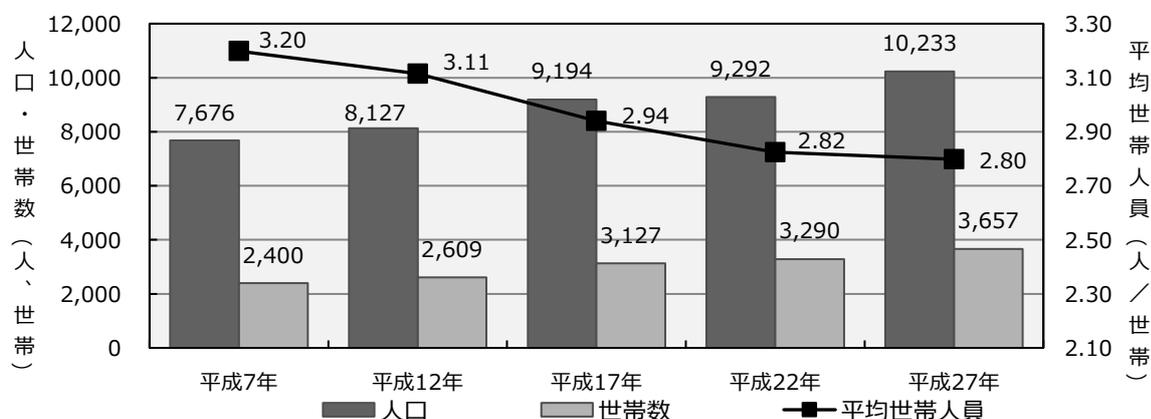
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 東神楽町の人口構造

本町の人口・世帯数は10,233人、3,657世帯（平成27年国勢調査）であり、20年前（平成7年）に比べて人口は33.3%、世帯数は52.4%増加している。

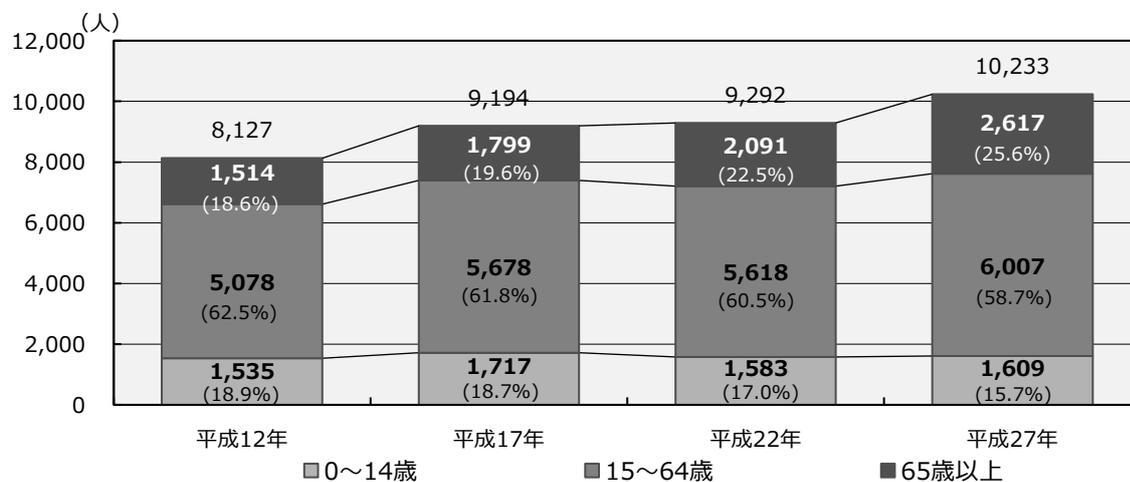
一方で、平均世帯人員は一貫して減少しており、世帯の小規模化が進んでいる。

総人口・世帯数の推移（資料:国勢調査）



年齢別人口をみると、平成27年では年少人口（0～14歳）が1,609人（15.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が6,007人（58.7%）、高齢人口（65歳以上）が2,617人（25.6%）である。平成22年からは3区分ともに実数は増加したものの、構成比をみると年少人口と生産年齢人口が減少しており、少子高齢化が進展している。

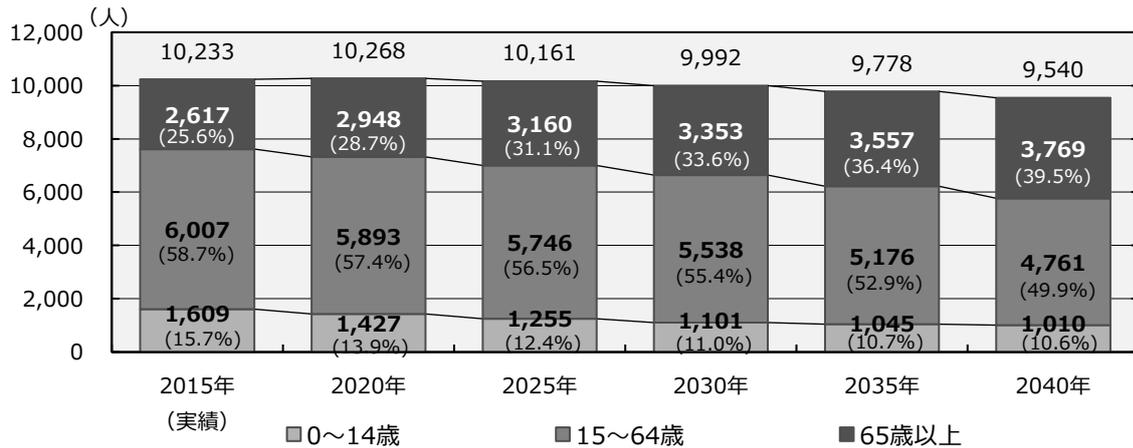
年齢3区分別人口の推移



本町の将来人口をみると、2020年を境に緩やかに減少し、約20年後の2040年には2015年の93%程度になると推計されている。一方で、少子高齢化は拡大し、生産年齢人口は2015年から1200人以上減少するのに対し、高齢者は1100人以上の増加が見込まれている（2040年の高齢化率は約40%まで増加）。

今後は、一貫した高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、本町の潜在経済成長率に下方圧力が増していくとともに、人手不足などの深刻な経済社会課題を引き起こすことが懸念される。

年齢3区分別将来人口の推移



## ② 東神楽町の産業構造

就業人口は平成27年で4,999人、生産年齢人口に占める割合は83.2%となっており、人口同様に就業人口も増加傾向で、20年間で24.3%増加している。

産業別人口は、第1次産業が減少する一方で第3次産業が増加しており、比率をみると、20年前（平成7年）は第1次産業が27.4%、第2次産業が22.6%、第3次産業が49.9%だったが、平成27年では第1次産業が13.5%、第2次産業が15.5%、第3次産業が67.5%となっている。

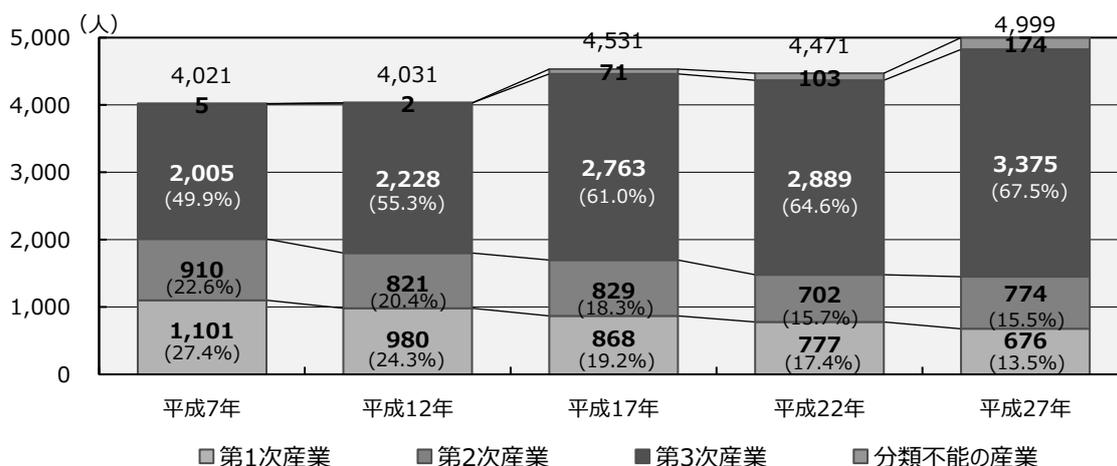
町内には321の事業所（平成26年経済センサス）があり、事業所数の割合でも第1次産業が5.9%、第2次産業が18.7%、第3次産業が75.4%と、第3次産業が大きく占めている。

そのうち、72事業所が個人事業者であり、従業者規模5人以下では185事業所で58%を占め、20人以下では279事業所（87%）となり、町の産業の大部分が中小企業によって支えられている。

産業大分類で見ると、付加価値額（企業別）が高いのは上位から順に、製造業（16.3%）、医療・福祉（14.8%）、卸売業・小売業（13.8%）である。北海道や全国と比較しても、突出して付加価値が高い産業があるわけではなく、総じて多様な産業がバランスよく付加価値を生んでいる。

本町の企業当たりの労働生産性は3,135千円/人（2012年）である。これは北海道（3,303千円/人）や全国平均（4,574千円/人）を下回っていることから、中小企業を中心に、更なる労働生産性の向上を図る余地がある。

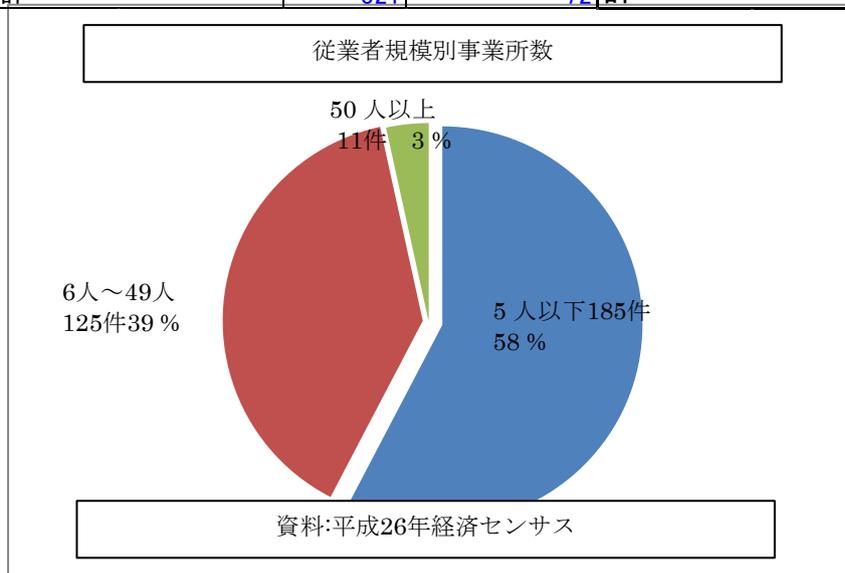
産業別就業人口の推移（資料:国勢調査）



事業者数（資料：平成26年経済センサス）

2012年 付加価値額（企業別）産業大分類

	事業者数	(うち個人事業所)	付加価値額(百万円)	
			東神楽町	
			付加価値額	割合
農林漁業	19	-	601	9.87%
建設業	40	7	726	11.93%
製造業	20	4	893	14.67%
電気ガス水道事業	1	-		
情報通信業	1	-	299	4.91%
運輸業、郵便業	16	2	755	12.40%
卸売業、小売業	56	13	352	5.78%
金融保険業	6	1	118	1.94%
不動産業、物品賃貸業	17	1	49	0.80%
学術研究、専門・技術サービス業	8	2	574	9.43%
宿泊業、飲食サービス業	27	15	242	3.98%
生活関連サービス業、娯楽業	27	11	808	13.27%
教育、学習支援業	20	6	50	0.82%
医療、福祉	27	9	621	10.20%
複合サービス業	3	1		
その他サービス業	23	-		
その他公務	10	-		
計	321	72	6,088	100.00%



## (2) 目標

今後、高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、本町の潜在経済成長率は下方圧力が増していく。このため、人口構造の急激な変化の抑制とともに、潜在成長率を維持していくため、早急に設備の更新を進め、労働生産性の向上に努めていく必要がある。さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

東神楽町の産業構造は、特定の産業に偏在しているとはいいがたく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本町は、道北の中核都市旭川市に隣接するとともに、旭川空港の所在地でもある。首都圏への即日アクセスが可能である利便性の高さを生かし、昭和51年より東神楽工業団地を整備・分譲している。また、市街地を取り囲むように位置している農村地域では、直売所やグリーンツーリズムへの取組みが進められている。

このように、町全域において事業活動が行われており、中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象とする地域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本町内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%

以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

東神楽町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

東神楽町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

町外中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、東神楽町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。